

大阪府 受動喫煙防止対策について

基本方針

5月31日の「世界禁煙デー」を機に、本庁、出先の庁舎管理責任者が指定した「喫煙場所」等以外では「庁舎内終日禁煙」とする。

喫煙場所

原則、本庁、出先の庁舎管理責任者が指定した「喫煙場所」以外は禁煙とする（3月31日付「受動喫煙防止の基本方針」による。）

- ・ 「喫煙場所」は府民、職員が利用する。
- ・ 「喫煙場所」はタバコの煙が他の空間に漏れないことが望ましいが、執務室外で、換気機能を備え一定の煙の漏れ防止等の配慮があれば指定する。

また、庁舎内の灰皿は庁舎の出入り口を除き、撤去する。

なお、執務室内、及び執務室と離れた会議室等の個室において、「喫煙場所」程度に配慮した場所があれば、当面の間、本庁においては庁舎管理責任者の指導の下、室管理責任者の責任で、出先機関においては喫煙対策に係る関係部局の指導の下、当該庁舎管理責任者の責任で喫煙する場所を設けることができる。

その他

- ・ 来庁者等には看板、ポスター、庁内放送で周知する。
- ・ 水道、府警、学校（大学、高校等）に対策の実施を要請する。
また、議会に対しても協力要請を行う。
さらに、近畿管区、外務省分室、記者クラブ、市長会、町村長会、食堂にも協力要請を行う。